平成２２年（フ）第９号
札幌市白石区東札幌４条２丁目４番12号　四条マンション201号
債務者　林　　英介
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６号
札幌市北区麻生町５丁目７番17号　麻生ハイツ203号
債務者　森川　逸朗
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６号
札幌市東区北32条東１丁目３番６号　N32クラブハウスＢ棟201号
債務者　牧野　　唯
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０号
札幌市西区発寒12条１丁目２番15号
債務者　阿部由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
札幌市東区本町２条２丁目４番17号　ポールスター本町102号
債務者　阿部　文子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４８号
札幌市東区北22条東16丁目２番11―206号
債務者　輪島　慎次
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０号
北海道江別市大麻沢町１番地　サンゴールドヴィラ７―7032
債務者　五十嵐真理
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４号
札幌市東区伏古７条２丁目５番10号　ハイツ鈴木５号
債務者　古澤　泰宏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６号
札幌市清田区平岡４条７丁目１番12号　カメリアハイツＢ―103号
債務者　阿部　恭久
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９号
北海道恵庭市住吉町２丁目10番７―203号
債務者　濱井　美穂
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９号
札幌市北区北34条西10丁目３番20号　フロスティ西麻生Ａ103号
債務者　乗田　静江（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２号
札幌市白石区川下４条４丁目１番26号
債務者　渡邊　義郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２７号
札幌市手稲区新発寒６条４丁目２番18号　大晃ハウスⅡ―101号
債務者　佐藤　邦男
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４５号
札幌市中央区南４条東５丁目１番地29　豊ビル317号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５４号
札幌市豊平区美園９条７丁目１番２号　コーポカヨ202
債務者　堀川　伸之
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０号
仙台市青葉区新坂町２番38号　コーポ小山101
債務者　小林　和子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
群馬県高崎市八千代町１丁目14番８号　久保田ハイツ201号
債務者　中村　哲也
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部